

## 福島区青少年福祉委員要綱

(目的)

### 第1条

この要綱は、大阪市青少年福祉委員制度実施要綱（以下「市要綱」という。）に基づき、福島区における大阪市青少年福祉委員（以下「青少年福祉委員」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

### 第2条

青少年福祉委員の定数は、町会数以上を原則とし、児童・生徒数、環境条件等を総合的に勘案し、別途定める。

(業務)

### 第3条

青少年福祉委員は、地域における青少年の健全育成活動を促進するため、市要綱第2条第4項に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 指導ルームへの協力
- (2) 有害環境の調査
- (3) 青少年活動団体との連絡会議
- (4) 地域における青少年の育成
- (5) その他区長が必要と認める事項

(選考)

### 第4条

市要綱第4条に定める青少年福祉委員の選考は次の各号のとおりとする。

- (1) 区長は、各地域活動協議会会长及び各連合振興町会会长（以下「会長等」という。）あて定数を通知する。
- (2) 会長等は、通知を受けた定数に基づき、当該地域内の住民等から候補者を選考のうえ、区長に推薦する。
- (3) 区長は、前号の推薦に基づき、青少年福祉委員を決定する。

(選考基準)

### 第5条

青少年福祉委員は、青少年の健全育成に関心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1) 当区に生活の根拠を有する者。ただし有しない者についても、必要な場合は選考することができる。
- (2) 青少年問題に深い关心と熱意を持つ者
- (3) 年齢満 30 歳以上 65 歳未満の者

(協議会の設置)

#### 第 6 条

青少年福祉委員は、第 3 条の業務を効率的に遂行するため、市要綱第 7 条第 3 項に規定する区協議会として、福島区青少年福祉委員連絡協議会（以下、「区連絡協議会」という。）を、同条第 1 項に規定する地域協議会として、各校下に青少年福祉委員会（以下、「校下福祉委員会」という。）を組織し、青少年福祉委員相互に連携するものとする。

(細則)

#### 第 7 条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、第 4 条から第 6 条の規定については、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 2 この要綱は令和 7 年 11 月 18 日から施行する。